

## みちのく潮風トレイルシンボルマーク利用規程

環境省

平成 25 年 6 月 28 日

改正 平成 28 年 2 月 23 日

環境省では、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトのひとつとして位置づけられている「三陸地域を南北につなぎ交流を深める道（東北海岸トレイル）」を推進しており、そのトレイルをより多くの人々に親しみを持っていただくためシンボルマーク及び愛称を平成 24 年度に募集し、「みちのく潮風トレイル」とすることとした。

そのため、シンボルマーク及び愛称の普及を促進するために、利用規程を以下のとおりとする。

### （趣旨）

第 1 条 本規程は、みちのく潮風トレイルシンボルマーク及び愛称を利用する場合（以下、「シンボルマーク等」と言う。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 本規程が対象とするシンボルマーク等のデザインは、別添による。

### （利用できる者）

第 3 条 シンボルマーク等を利用できる者は、みちのく潮風トレイルの趣旨に賛同する団体又は個人とする。

### （禁止事項）

第 4 条 次の事項に該当する利用は、行ってはならない。

- （1）みちのく潮風トレイルのイメージや信用を害し、又は害するおそれがある利用
- （2）法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある利用
- （3）特定の団体や個人等を誹謗中傷する利用
- （4）提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとしての利用
- （5）反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある者による利用
- （6）生産過程において自然環境等に多大な負荷を与える商品等への利用

(デザイン)

第5条 シンボルマーク等の利用にあたっては、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分留意し、別添を遵守することとする。

(運用規定の履行)

第6条 シンボルマーク等を利用する者は、信義にしたがい、誠実にこの利用規程を履行しなければならない。また、シンボルマーク等を付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合、シンボルマークの利用者は誠意をもって必要な措置を講じること。

第7条 シンボルマーク等の利用については、広く自由に使っていただくため、利用申請は必要としないが、どのようなものに使用されたかを把握するため、事前の届出制とする。利用者は、使用目的、使用期間、使用箇所等を事前に、環境省東北地方環境事務所国立公園課に届け出ることとする。

第8条 シンボルマーク等の利用については、営利を目的とした商品等への使用も可能であるが、収益等が生じる場合は、それらを活用し、みちのく潮風トレイルの普及計発や路線の保全活動に協力するよう努力するものとする。

(改善の指示等)

第9条 利用規程に従わない利用に対し、環境省は改善や利用の差し止めを指示することができる。この場合、利用規程に従わない利用をしていた者に損害が生じても、環境省はその責めを負わない。

(権利)

第10条 シンボルマーク等に関する一切の権利は、環境省に帰属する。

(附則)

この規程は、平成28年2月23日から施行する。